

# 令和8年度エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介事業実施要領

令 和 8 年 2 月 6 日  
内閣府政策統括官（共生・共助担当）決定

## 1 目的

本要領は、「エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介事業実施要綱」（平成7年9月8日総務庁長官決定）6に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、高齢社会における生き方の例として、高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送ること（以下「エイジレス・ライフ」という。）を実践している事例及び高齢者がグループ、団体等（以下「グループ等」という。）で就業や、地域社会活動、世代間交流などの社会参加活動（以下「社会参加活動」という。）を積極的に行っている事例（以下「紹介事例」という。）を広く紹介し、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする国民の参考に供することを目的とする。

## 2 紹介事例の区分

対象となる事例の区分は、以下のとおりとする。

なお、紹介事例の選考に当たっては、社会的孤立の防止、安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくり、デジタル技術の活用といった内容が盛り込まれている取組事例を始め、特に、高齢期を新しい価値観で取り組む事例やイノベティブな取組、多世代や他団体等と連携して取り組む事例、地域課題の解決や先進的な社会の実現に向けて参考になるような事例を積極的に紹介することとする。

### （1） エイジレス・ライフ実践事例

- ア 年齢にとらわれず生き生きと活動・生活しており、他の人々の参考となるもの
- イ 社会に貢献する活動を行っているもの
- ウ その他、広く全国に紹介することがふさわしいと認められるもの（本事業の趣旨に照らし、広く全国に紹介するにふさわしいと考えられるユニークな事例等）

### （2） 社会参加活動事例

以下の区分で①高齢者の知見を活用し、②高齢期の新しい価値観を提唱し、又は③多世代が共生する地域社会においてリーダーやコーディネーター的な役割を果たし、積極的な社会参加活動を実施しているもの。

- ア 支え合い活動（若い世代へのカウンセリング、子育て支援、高齢者の見守りなど）
- イ 生産、就業（起業及び起業のための支援活動を含む。高齢者が行う専門的業務、軽作業、農業、サービス業など）
- ウ 教育、文化、スポーツ活動（教養講座、読書会、演奏活動、子供会の育成、郷土芸能の伝承、知見の諸外国への発信、国際交流活動、各種スポーツ活動（健康維持を目的としたものに限らず、各種競技スポーツなどを含む。）など）
- エ 生活環境改善（環境美化、緑化推進など）
- オ 安全管理（交通安全、防犯・防災など）
- カ 福祉、保健（高齢者の健康維持、在宅高齢者の生活支援、認知症高齢者への支援活動など）

- キ 地域行事（祭りなど地域の催物の運営など）
- ク 地域社会の維持や地域の課題解決等に向けた活動（地域づくり・まちづくり（商店街の活性化、商業・地場産業の振興など））
- ケ 多世代が参加することにより、高齢者が地域や人とのつながり、生きがいや充実感などを得られるような活動
- コ デジタル技術を活用した各種社会活動
- サ その他、広く全国に紹介することがふさわしいと認められるもの（上記の区分にこだわることなく、本事業の趣旨に照らし、広く全国に紹介するにふさわしいと考えられるユニークな事例等）

### 3 紹介事例の選考手続

- (1) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は、上記2に該当する事例を広く募集し、活動内容等を確認した上で、紹介事例の候補として総括表（別記1）、推薦書（別記2）及び活動内容が分かる資料（任意様式）（以下「申請書」という。）を内閣府に提出して推薦するものとする。なお、推薦事例数については、エイジレス・ライフ実践事例、社会参加活動事例それぞれ10事例を上限とする。  
指定都市及び中核市以外の市区町村は、活動内容等を確認した上で、都道府県を通じて、紹介事例の候補の申請書を内閣府に提出して推薦するものとする。
- (2) 内閣府は、(1)により推薦された紹介事例を決定するに当たり、内閣府政策統括官（共生・共助担当）が依頼する有識者等から構成される「エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例」選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開催する。内閣府は、選考委員会で作成された紹介事例の案を参照して紹介事例を決定する。

### 4 紹介の方法

- (1) 内閣府は、紹介事例について広報啓発活動を行うとともに、紹介事例を推薦した都道府県等に対して、内閣府と連携した広報啓発活動の実施を呼び掛ける。
- (2) 内閣府は、推薦した都道府県等の協力の下に、紹介事例について取材し、一部について、内閣府が主催する行事において紹介するものとする。
- (3) 内閣府が決定した紹介事例について、紹介事例を推薦した都道府県等は、ホームページ、広報誌、新聞等を通じて積極的に周知することとする。

### 5 書状及び記念品の授与

内閣府は、紹介事例として決定した個人及びグループ等に対し、その事例を推薦した都道府県等を通じて内閣府特命担当大臣名の書状と楯を伝達するものとする。